

平成 28 年度竣工の上下水道工事における産業廃棄物管理票
(マニフェスト伝票) 偽造の疑いに係る調査の経過

年 月	概 要
平成 30 年 4 月中旬～	水道局及び建設局発注工事において、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の偽造の疑いがある旨、発注局に情報提供あり。
平成 30 年 6 月中旬	両局で任意の調査の結果偽造の疑いのあることが判明。
平成 30 年 7 月 4 日	「産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）偽造の疑いに関する調査の着手について」の報道発表。
平成 30 年 7 月上旬	環境局で平成 28 年度の上下水道工事の産廃処理に関わる全件のマニフェスト伝票の調査を開始。
平成 30 年 9 月上旬	適正に産廃処分が行われていれば処分業者に保管されているべきマニフェスト伝票の C 1 票の約半数が存在しないことを確認。
平成 30 年 9 月 11 日	「産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）偽造の疑いに関する調査状況報告について」の報道発表。
平成 30 年 9 月以降	当該工事に関わった収集運搬業者 69 社中、C 1 票不存在枚数が多い 15 社に対して、大阪府と連携して、廃棄物処理法違反の有無について先行して調査を開始。
平成 30 年 12 月以降	残りの収集運搬業者 54 社に対して、調査を開始。また、当該工事に関わった排出事業者 162 社に対しても、調査を開始。
平成 30 年 12 月～ 令和元年 9 月	収集運搬業者に対する事情聴取及び報告徴収
令和元年 9 月末	収集運搬業者に対する調査状況についての取りまとめ。